第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
	株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人
	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
	株主等	投資主
第八百五十一条第一項	第八百四十九条第一項	投資法人法第七十七条の二第六項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項及び第二項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第七十七条の二第六項において準用する第八百四十九条第一項
	株主等	投資主
第八百五十三条第一項	株式会社等	投資法人

第六十六条第二項中「（第三項第三号を除く。）」を削る。

第六十九条の表第百五十四条の項を次のように改める。

第百五十四条第一項	登録株式質権者	投資法人法第七十九条第四項において準用する第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）
	第百五十一条第一項の金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭	登録投資口質権者

第六十九条の表に次のように加える。

第百五十四条第二項	登録株式質権者	登録投資口質権者
第百五十四条第二項第一号	第百五十一条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号	投資法人法第七十九条第四項において準用する第百五十一条第一項第四号、第五号、第八号、第九号又は第十四号
第百五十四条第二項第三号	第七百四十九条第一項	投資法人法第百四十七条第一項第一号
	吸収合併存続会社	吸収合併存続法人
	第七百五十三条第一項	投資法人法第百四十八条第一項第二号
	新設合併設立会社	新設合併設立法人

第七十条の表第百八十条第三項の項中「第百八十条第三項」を「第百八十条第四項」に改め、同表第百八十一条第一項の項及び第百八十二条の項を次のように改める。

第百八十一条第一項	株主（種類株式発行会社にあっては、前条第二項第三号の種類の種類株主。以下この款において同じ。）	投資主
	登録株式質権者	登録投資口質権者
	同項各号	投資法人法第八十一条の二第二項において準用する前条第二項第一号及び第二号
第百八十二条第一項	株式（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）	投資口
	数	口数
	同条第二項第一号	投資法人法第八十一条の二第二項において準用する第百八十条第二項第一号

第七十条の表に次のように加える。

第百八十二条の二第一項	株式の併合にあっては、（単元株式数（種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二項第三号の種類の株式の単元株式数。以下この項において同じ。）を定款で定めている場合にあっては、当該単元株式数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数に一に満たない端数が生ずるものに限る。以下この款において同じ。）	投資口の併合
	次に掲げる日のいずれか早い日	第一号に掲げる日
	同項各号	投資法人法第八十一条の二第二項において準用する第百八十条第二項第一号及び第二号